

川崎市障害者共同生活援助敷金等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 5 条第 18 項に規定する共同生活援助事業を市内で実施する法人（以下「事業者」という。）が設置する共同生活住居（以下「共同生活住居」という。）の確保に要する経費に対し、市が予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第 2 条 この要綱による補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者が賃貸物件を共同生活住居として賃貸借契約をする事業とする。

(補助対象者等)

第 3 条 この補助金の対象者は事業者とし、対象となる共同生活住居は、川崎市障害者共同生活援助事業所選定委員会設置要綱に基づく川崎市障害者共同生活援助事業所選定委員会（以下「選定委員会」という。）で承認を受けた対象年度に、法第 29 条第 1 項の規定に基づく指定を受けた事業者が設置する共同生活住居又は法第 46 条第 1 項に基づく変更届にかかる共同生活住居とする。

(補助基準等)

第 4 条 補助額、補助対象経費は、下表のとおりとする。

補助額	補助対象経費
1 定員あたり、133,000 円を上限額とし、実支出額と比較して少ない額。	物件を共同生活住居として賃貸借する際の諸経費のうち、敷金・礼金・仲介手数料を対象とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助対象事業を実施したときは、川崎市障害者共同生活援助敷金等補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 川崎市障害者共同生活援助敷金等補助金事業概要
- (2) 定款及び運営規程の写し
- (3) 賃貸借契約書
- (4) 領収証等
- (5) 選定委員会で承認を受けた通知
- (6) その他市長が必要と認めた書類

2 前項に規定する申請は、選定委員会で承認を受けた対象年度内に行わなければならない。

(交付決定及び交付条件)

第 6 条 市長は、前条の規定により受理した申請書等を審査し適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、川崎市障害者共同生活援助敷金等補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により法人に通知するものとする。

2 前項に基づき補助金の交付を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 第7条から第12条までの規定に定める条件

(2) その他市長が必要と認める条件

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な方法で補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定による交付決定の取消しをしたときは、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(調査)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた事業者に対し、補助事業に係る経理等の状況について調査することができる。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(報告及び監査)

第11条 市長は、必要と認めるときには、補助金の交付を受けた事業者に対して、補助事業に係る関係書類の提出及び報告を求め、事業内容を監査することができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

住所

法人名

代表者職氏名

川崎市障害者共同生活援助敷金等補助金交付申請書

川崎市障害者共同生活援助敷金等補助金交付要綱第 5 条の規定により補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 川崎市障害者共同生活援助敷金等補助金事業概要
- (2) 定款及び運営規程の写し
- (3) 賃貸借契約書
- (4) 領収証等
- (5) 選定委員会で承認を受けた通知
- (6) その他市長が必要と認めた書類

第2号様式

川崎市指令健障施第 号
年 月 日

住所

法人名

代表者職氏名 様

川崎市長

川崎市障害者共同生活援助敷金等補助金交付決定通知

年 月 日付けで申請のありました川崎市障害者共同生活援助敷金等補助金につきましては、次の条件を付けて交付します。

補助金交付決定額 金 _____ 円

- 1 次の各号のいずれかに該当すると市長が認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - (1) 偽りその他不正な方法で補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- 2 前項の規定により交付決定の取消がされたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- 3 市長が必要と認めるときは、この補助金に係る経理等の状況について調査することができます。
- 4 この補助金に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了から5年間保管してください。
- 5 市長が必要と認めるときは、この補助金に係る関係書類の提出及び報告を求めることができます。